

証券コード 4058  
2022年3月9日

株 主 各 位

東京都品川区上大崎三丁目1番1号  
トヨクモ株式会社  
代表取締役社長 山本裕次

## 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染防止のため、感染予防に必要な措置を講じた上で株主総会を開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、ご健康状態に関わらず、極力、総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権の事前行使にあたっては、後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2022年3月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 2022年3月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）                                     |
| 2. 場 所          | 東京都中央区日本橋兜町2番1号<br>株式会社東京証券取引所 2階 東証ホール<br>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）        |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第12期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類<br>報告の件                       |
| 決議事項            | 第1号議案 剰余金の処分の件<br>第2号議案 定款一部変更の件<br>第3号議案 取締役5名選任の件<br>第4号議案 会計監査人選任の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日は午前9時30分より受付を開始いたします。

新型コロナウイルスの感染防止のため、東京証券取引所では検温を行っております。検温し「37.5度以上」であれば入館はご遠慮いただいております。また、会場設営に当たっては、感染防止のため座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数には限りがあるため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承の程お願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://toyokumo.co.jp/ir/library/>) に掲載させていただきます。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記内容を更新する場合がございます。上記の当社ウェブサイトより発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

株主総会の模様は後日当社のYouTubeチャンネル「トヨクモ株式会社IRチャンネル (<https://www.youtube.com/channel/UCgiikxE9ul1bwh4g4ll46WA>)」にアップロードを予定しております。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社では株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円 総額は50,809,680円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年3月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                          | 変 更 案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u><br>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (削 除) |

| 現 行 定 款                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                  | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | 山本裕次<br>(1968年3月12日)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>                                                                                                                   | 1990年4月 野村證券株式会社入社<br>2000年1月 ドレスナー クラインオート ベンソン証券会社入社<br>2000年4月 サイボウズ株式会社入社<br>2001年2月 サイボウズネットワークス株式会社 代表取締役社長<br>2002年4月 サイボウズ株式会社取締役<br>2009年2月 才望子信息技术（上海）有限公司董事長<br>2010年8月 当社代表取締役社長（現任） | 5,496,000株  |
|       | <p><b>【選任理由】</b><br/>当社を創業以来、代表取締役社長として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに、業務執行全般を指揮しております。当社経営トップとしての豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>  |                                                                                                                                                                                                  |             |
| 2     | 田里友彦<br>(1985年8月31日)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>                                                                                                                   | 2011年3月 株式会社日哲商事入社<br>2012年4月 当社入社<br>2014年4月 当社取締役<br>2017年1月 当社取締役マーケティング本部長（現任）                                                                                                               | 600,000株    |
|       | <p><b>【選任理由】</b><br/>2012年に当社に入社し、2014年の取締役就任以降、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに、マーケティング部門を統括しております。豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                                                                                                                  |             |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                          | <p>いし い かず ひこ<br/>石井和彦<br/>(1968年9月13日)</p> <p>再任</p>  | <p>1992年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行</p> <p>2003年10月 サイボウズ株式会社入社</p> <p>2007年7月 同社執行役員経営管理本部長</p> <p>2010年8月 株式会社三光マーケティングフーズ執行役員経営企画部長</p> <p>2012年1月 日本管理センター株式会社執行役員ファイナンス&amp;アドミニストレーション本部長</p> <p>2013年4月 同社上席執行役員ファイナンス&amp;アドミニストレーション本部長</p> <p>2015年2月 当社取締役</p> <p>2017年1月 当社取締役経営管理本部長（現任）</p> | 420,000株    |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>2015年に当社取締役役に就任して以降、経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を適切に行うとともに管理部門を統括しております。主に財務経理分野での豊富な経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>                |                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |
| 4                                                                                                                                                                                                                                          | <p>きの した まさ のり<br/>木下正則<br/>(1990年2月21日)</p> <p>再任</p> | <p>2013年4月 システムズ・デザイン株式会社入社</p> <p>2016年3月 当社入社</p> <p>2018年10月 当社執行役員開発本部長</p> <p>2020年3月 当社取締役開発本部長（現任）</p>                                                                                                                                                                                            | 14,000株     |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>2016年に当社に入社以降、主要なクラウドサービスの開発に携わっております。2018年の執行役員就任以降は、開発本部の責任者として開発部門を統括しております。当社でのクラウドサービスの開発の経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役の適切な意思決定及び経営監督の実現への貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> |                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                           | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                                                                                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 5                                                                                                                                                                                   | ひらの かず お<br>平野 一 雄<br>(1953年9月7日)<br><br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> | 1977年4月 富士通株式会社入社<br>2007年5月 富士通サポートアンドサービス株式会社<br>(現株式会社富士通エフサス) 入社<br>2007年6月 同社経営執行役<br>2009年6月 同社執行役員<br>2010年6月 株式会社エフサスネットワークソリュー<br>ションズ取締役<br>2010年6月 株式会社富士通エフサス取締役執行役員<br>常務<br>2011年5月 富士通エフサスシステムズ株式会社取締<br>役<br>2017年4月 株式会社富士通エフサス特命顧問<br>2018年3月 同社退職<br>2019年5月 株式会社クリエイトラボ (現株式会社ブ<br>ライエ) 社外取締役 (現任)<br>2020年3月 当社社外取締役 (現任)<br>2020年5月 エコー電子工業株式会社社外取締役 (現<br>任)<br>2020年5月 株式会社アイティーアイ (現株式会社ブ<br>ライエ) 社外取締役<br>2020年6月 クロノス株式会社社外取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ブライエ 社外取締役<br>エコー電子工業株式会社 社外取締役<br>クロノス株式会社 社外取締役 | -               |
| <p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b></p> <p>株式会社富士通エフサスの取締役として経験と実績に基づく優れた経営判断能力及び経営執行能力を有しております。会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、客観的・中立的な立場から職務執行に対する監督、助言等をいただくことが期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p> |                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 山本裕次氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社ナノバンクが所有する株式数を含ん



であります。

3. 石井和彦氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社サムライキャピタルが所有する株式数を含んでおります。
4. 平野一雄氏は、社外取締役候補者であります。
5. 平野一雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、平野一雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。平野一雄氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、平野一雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏は、株式会社ブライエ及びエコー電子工業株式会社の取締役に就任しており、両社は2017年より当社と取引関係にありますが、同氏の就任以前からの取引であり、両社への売上高は当社売上高全体のいずれも1%未満であります。また、同氏は以前に株式会社富士通エフサスに勤務しており、同社は2018年より当社と取引関係にありますが、同氏の就任以前からの取引であり、同社への売上高は当社売上高全体の1%未満であります。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がひので監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての品質管理体制、専門性、独立性および監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、ひので監査法人は当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を整えていると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年12月31日現在)

| 名 称   | ひので監査法人         |                             |
|-------|-----------------|-----------------------------|
| 事 務 所 | 主たる事務所          | 東京都港区元赤坂一丁目2番7号<br>赤坂Kタワー4階 |
| 沿 革   | 2009年5月         | 日之出監査法人設立                   |
|       | 2011年4月         | 上場会社監査事務所登録                 |
|       | 2015年7月         | ひので監査法人へ法人名変更               |
| 概 要   | 資本金             | 5百万円                        |
|       | 構成人員 社員 (公認会計士) | 5名                          |
|       | 職員 (公認会計士)      | 3名                          |
|       | (会計士補)          | 0名                          |
|       | (その他の職員)        | 3名                          |
|       | 合 計             | 11名                         |
|       | 関与会社            | 4社                          |

以 上

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社の事業が関連するソフトウェア国内市場において、2021年度の市場規模見込は1兆7,185億円となっております。外部サービスとの柔軟な連携性に加え、時間や場所にとらわれず利用が可能であり、自社でシステム運用する必要がないSaaS（※）の導入が進んでおり、2025年度においてはソフトウェアの国内市場2兆3,190億円のうち、SaaSは1兆4,607億円、比率は全体の63%となることが予測されております。（富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2021年版」）

当事業年度においては、新型コロナウイルスの感染症拡大に対して、ワクチンの接種、ニューノーマルと呼ばれる生活習慣や事業活動の変化をとおして、一時的に経済活動が持ち直した局面があったものの、変異株の流行に伴う感染の拡大により、先行きの不透明な状況であります。

当社が提供する「安否確認サービス」は、災害時に従業員等の安否確認を自動で行うクラウドサービスであります。地震をはじめ、津波や特別警報などにも連動して自動で安否確認を送信します。利用者が回答した最新の情報を、管理者権限を持つユーザーが、いつでもリアルタイムで確認することができます。全社で利用できる掲示板だけでなく、限定されたメンバーのみが利用できる、グループメッセージ機能を備えています。これにより、災害対策本部をオンライン上に設置し、運営することが可能となっております。パンデミックをはじめとした非常時の連絡手段としても有用であり、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、情報共有ツールとしての認知が拡大いたしました。

当社が提供する「kintone連携サービス」は、サイボウズ株式会社の提供する「kintone」と連携することで、より便利にkintoneを利用するためのクラウドサービスであります。外部とも連携した帳票の作成やWebフォームの作成など、用途に応じた6つの製品を提供しております。新型コロナウイルスの感染拡大の影響のもと、各企業においてリモート勤務をはじめとする多様な働き方が普及してきたことや地方自治体などにおいてもデジタルトランスフォー

メーションによる需要が高まったことなどから、kintone連携サービスが利用される機会が拡大しております。

当社が提供する「トヨクモ スケジューラー」は、2021年11月にリリースした新規サービスであります。従来のグループスケジューラーがもつ社内の日程調整に加えて、社外の人との日程調整もできる新しいコンセプトのスケジューラーであります。予定を作成する際には、サイボウズ株式会社の提供する「kintone」、「cybozu.com」と連携することで手入力の手間を省いたり、WebミーティングのURLをワンクリックで発行したりすることが可能であります。当サービスは日程調整を目的としたサービスのため、業種や規模を問わずご利用いただけるものであり、競合他社は多いものの市場規模は大きいと考えております。

なお、各サービスにおいては、便利に使えるだけでなく、誰でも簡単に操作できることを第一に、機能追加及びメンテナンスを継続しております。

これらの結果、当事業年度における売上高は1,576,514千円（前期比43.9%増）、営業利益は418,518千円（同70.1%増）、経常利益は421,531千円（同79.5%増）、当期純利益は286,805千円（同90.9%増）となりました。

なお、当社は法人向けクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

※ SaaS：Software as a Service（利用者がインターネット等を利用し、事業者のサーバーに接続して利用する形態）のこと

## ② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は76,303千円であります。その内訳は新本社内装工事等51,583千円、新本社備品の購入21,888千円及びPCの購入2,830千円であります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

**(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況**

| 区 分            | 第 9 期<br>(2018年12月期) | 第 10 期<br>(2019年12月期) | 第 11 期<br>(2020年12月期) | 第 12 期<br>(当事業年度)<br>(2021年12月期) |
|----------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 482,595              | 761,226               | 1,095,565             | 1,576,514                        |
| 経 常 利 益(千円)    | 137,231              | 98,464                | 234,857               | 421,531                          |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 91,585               | 72,220                | 150,240               | 286,805                          |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 10.74                | 8.22                  | 15.66                 | 28.25                            |
| 総 資 産(千円)      | 507,688              | 692,451               | 1,723,539             | 2,205,167                        |
| 純 資 産(千円)      | 290,666              | 375,887               | 1,170,977             | 1,458,252                        |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 34.08                | 39.97                 | 115.50                | 143.50                           |

(注) 当社は、2020年3月27日付で普通株式1株につき1,000株、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

**(3) 重要な親会社及び子会社の状況**

該当事項はありません。

**(4) 対処すべき課題**

当社が対処すべき主要な課題は、以下のとおりです。

## ① 人材確保及び育成

当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、優れた技術を持ち、新たな価値の創造に挑戦することのできる人材を確保、育成していくことが重要であると考えております。そのため、今後も労働環境の整備、福利厚生充実、従業員への教育研修等に取り組んでまいります。

## ② サービス内容の充実

当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、継続的にサービスの内容を充実させる必要があると認識しております。現在、当社の既存事業である安否確認サービス及びkintone連携サービスにおいては、便利に使えるだけでなく、誰でも簡単に操作できることを第一に、機能追加及びメンテナンスを継続してまいります。

③ 企業認知度及びサービス認知度の向上

当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、当社サービスを認知していただき、ご利用していただく有償契約数が増加していくことが必要であると認識しております。これまで、各種イベントへの出展、サービス説明セミナーの開催、広告展開等を行い、企業認知度及び当社サービス認知度の向上に努めてまいりましたが、今後も引き続き、各種イベントへの出展、サービス説明セミナーの開催、広告展開等により、企業認知度及び当社サービス認知度向上に努めてまいります。

④ 新規サービスの普及

2021年11月にリリースした新規サービス「トヨクモ スケジューラー」は社内のスケジュール管理と社外との日程調整が可能なサービスであり、業種や規模を問わずご利用いただけるサービスです。そのため、競合他社は多いものの市場規模は大きいと考えており、インターネットをはじめとする広告展開、展示会への出展等を実施し、「トヨクモ スケジューラー」の普及に努めてまいります。

⑤ 新規サービスの開発

当社の主な既存事業である安否確認サービス及びkintone連携サービスは、流行や景気に左右されにくく、安定的な売上が見込めるサービスであります。当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、新規サービスの立ち上げが重要であると考えております。法人向けクラウドサービスを提供するという軸は継続しつつ、次なる事業の柱となるサービスの開発を進めてまいります。

⑥ 顧客当たりの売上単価の向上

当社では複数のkintone連携サービスを提供しておりますが、それらのサービスは互いに連携し合うことでより便利に利用することが可能です。これまで、サービスの連携による活用事例などを紹介していましたが、今後も引き続き、サービスの連携による活用事例などをわかりやすく紹介し、複数のサービスを利用していただけられるように訴求し、顧客当たりの売上単価の向上に努めてまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

当社組織は小規模であり、内部管理体制も規模に応じたものとなっておりますが、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するためには、内部管理体制の充実・強化が重要な経営課題と位置付けております。当該認識のもと、組織の拡大に応じて内部管理体制の一層の強化、充実に努めてまいります。

(5) **主要な事業内容** (2021年12月31日現在)

| 事業区分           | 事業内容                            |
|----------------|---------------------------------|
| 法人向けクラウドサービス事業 | 「安否確認サービス」、「kintone連携サービス」などの提供 |

(6) **主要な営業所** (2021年12月31日現在)

|    |                  |
|----|------------------|
| 本社 | 東京都品川区上大崎三丁目1番1号 |
|----|------------------|

(7) **従業員の状況** (2021年12月31日現在)

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 40名  | 7名増    | 31.6歳 | 2.58年  |

(注) 従業員数は就業人員であります。平均臨時雇用者数は、従業員数の100分の10に満たないため記載を省略しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2021年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2021年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 36,000,000株

(注) 2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、発行可能株式総数が18,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 10,162,000株

(注) 1. 2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式の総数が5,069,000株増加しております。

2. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数が24,000株増加しております。

(3) 株主数 3,199名

### (4) 大株主

| 株 主 名                                                                  | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 ナ ノ バ ン ク                                                      | 4,896,000株 | 48.18%  |
| サ イ ボ ウ ズ 株 式 会 社                                                      | 800,000    | 7.87    |
| 山 本 裕 次                                                                | 600,000    | 5.90    |
| 田 里 友 彦                                                                | 600,000    | 5.90    |
| 落 合 雄 一                                                                | 540,000    | 5.31    |
| インキュベイトファンド2号<br>投資事業有限責任組合(赤浦口)                                       | 353,000    | 3.47    |
| 株 式 会 社 サ ム ラ イ キ ャ ピ タ ル                                              | 300,000    | 2.95    |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED<br>OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)                  | 270,900    | 2.67    |
| 石 井 和 彦                                                                | 120,000    | 1.18    |
| BANK JULIUS BAER AND CO. LTD.<br>S G F A O H I R O S H I K A T A O K A | 98,400     | 0.97    |

(注) 持株比率は自己株式(64株)を控除して計算しております。



### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                            |                     |                                        |                        |
|--------------------------------------------|---------------------|----------------------------------------|------------------------|
|                                            |                     | 第 5 回 新 株 予 約 権                        |                        |
| 発 行 決 議 日                                  |                     | 2019年3月28日                             |                        |
| 新 株 予 約 権 の 数                              |                     | 193個                                   |                        |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式 386,000株<br>(新株予約権 1 個につき 2,000株) |                        |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                        |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                    |                        |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり 70,000円<br>(1 株当たり 35円)   |                        |
| 権 利 行 使 期 間                                |                     | 2023年4月3日から<br>2029年3月27日まで            |                        |
| 行 使 の 条 件                                  |                     | (注)                                    |                        |
| 役 員 の 保 有 状 況                              | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数            | 193個<br>386,000株<br>3名 |
|                                            | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数            | 一個<br>一株<br>一名         |
|                                            | 監 査 役               | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数            | 一個<br>一株<br>一名         |

- (注) 1. 2020年3月27日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。また、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
3. 第5回新株予約権の行使の条件
- 1) 対象者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
  - 2) 前項にかかわらず、対象者が取締役または従業員の地位を喪失した場合であっても、対象者である取締役または従業員が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定される関連会社または子会社に転籍した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。
  - 3) その他の条件については、新株予約権者と締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                            |
|-----------|---------|----------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 山 本 裕 次 |                                                    |
| 取 締 役     | 田 里 友 彦 | マーケティング本部長                                         |
| 取 締 役     | 石 井 和 彦 | 経営管理本部長                                            |
| 取 締 役     | 木 下 正 則 | 開発本部長                                              |
| 取 締 役     | 平 野 一 雄 | 株式会社ブライエ社外取締役<br>エコー電子工業株式会社社外取締役<br>クロノス株式会社社外取締役 |
| 常 勤 監 査 役 | 渡 辺 克 彦 |                                                    |
| 監 査 役     | 小 川 義 龍 | 小川綜合法律事務所所長<br>サイボウズ株式会社社外監査役                      |
| 監 査 役     | 中 島 秀 樹 | 中島公認会計士事務所所長<br>NACS合同会社代表社員                       |

- (注) 1. 取締役平野一雄氏は、社外取締役であります。
2. 監査役渡辺克彦氏、小川義龍氏、中島秀樹氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役渡辺克彦氏は、上場会社での監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、その知識と経験を活かして監査を行っております。
- ・ 監査役小川義龍氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
  - ・ 監査役中島秀樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役との間に、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

これに基づき、当社は社外取締役1名及び監査役3名との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額（千円）     |             |            | 対象となる役員<br>の員数<br>(名) |
|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                    |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭報酬<br>等 |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 74,700<br>(3,300)  | 74,700<br>(3,300)  | —           | —          | 5<br>(1)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 13,350<br>(13,350) | 13,350<br>(13,350) | —           | —          | 3<br>(3)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 88,050<br>(16,650) | 88,050<br>(16,650) | —           | —          | 8<br>(4)              |

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の第10回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役1名）です。

監査役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の第10回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

### ③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

個別の役員報酬の算定方法についての決定方針は定めておりませんが、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、各役員の職務の内容や成果等を総合的に勘案し、報酬額を決定しております。また、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的にストック

オプション制度を導入しております。業績連動報酬はございません。

取締役の報酬については取締役会から授権された代表取締役が決定し、監査役の報酬については監査役の協議において決定しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、株主総会において定められた報酬限度額の範囲内で取締役会の決議に基づき、各取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役山本裕次に一任しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当業務について評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役平野一雄氏は、株式会社ブライエ、エコー電子工業株式会社及びクロノス株式会社の社外取締役であります。株式会社ブライエ及びエコー電子工業株式会社と当社との間には取引関係がありますが、両社への売上高は当社売上高全体のいずれも1%未満であり、当社との間には特別の関係はありません。なお、当社とクロノス株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役小川義龍氏は、小川綜合法律事務所所長及びサイボウズ株式会社社外監査役であります。サイボウズ株式会社は当社の大株主であり、当社の主要取引先であります。小川義龍氏は業務執行を行わない社外役員であり、両社の関係に特段の影響を及ぼすことはございません。なお、当社と小川綜合法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役中島秀樹氏は、中島公認会計士事務所所長及びNACS合同会社代表社員であります。当社と両兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                          |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 平 野 一 雄 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。また、社外取締役に期待される役割に関し、ソフトウェア業界での会社経営者としての経験と見識に基づき、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に向け、客観的・中立的な立場から職務執行に対する監督、助言等を行っております。 |
| 監査役 渡 辺 克 彦 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、上場会社での監査役としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、常勤監査役として、適宜発言を行っております。                                                                            |
| 監査役 小 川 義 龍 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に企業法務に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                                          |
| 監査役 中 島 秀 樹 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                                                      |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwCあらた有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 22,515千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,515千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) 会社は、法令、定款および社会規範等の遵守を目的とした「コンプライアンス規程」を定め、取締役および使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。

(b) 会社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役および使用人は定められた社内規程に則って職務の執行に当たる。

(c) 会社は、コンプライアンスに関する相談および通報等について「内部通報規程」を定め、不正行為等の防止および早期発見を図る。

(d) 取締役および使用人は、コンプライアンスの重要性を強く認識し、法令諸規則に基づく適法かつ公正な業務遂行に努める。

(e) 会社は、「内部監査規程」に基づき、業務運営および財産管理の実態について定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および監査役に報告する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役の職務執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、「文書管理規程」等に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存および管理する。

(b) 取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できる。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) 取締役および使用人は、「リスク管理規程」に基づき、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減および移転その他必要な措置を事前に講じる。

(b) 内部監査担当者は、各部門のリスク管理の有効性について監査を行う。



- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 会社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役に関する業務分掌および職務権限に関する規程を定め、職務権限と担当業務を明確にする。
- (b) 取締役会は、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定および業務執行の監督等を行う。原則として毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速な意思決定が必要な場合には臨時取締役会を開催する。
- (c) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に職務を執行する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役は、監査役の指揮命令に服する使用人（以下、「監査役補助使用人」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができる。
- (b) 監査役補助使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分については、監査役の事前の同意を必要とする。
- (c) 監査役補助使用人は、その業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮命令は受けない。
- ⑥ 監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人からその職務執行状況を聴取し、また、必要に応じて稟議書等の重要な文書を読覧し、取締役および使用人に説明および報告を求めることができる。
- (b) 取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告する。
- (c) 取締役および使用人は、監査役に説明を求められた事項について速やかに報告を行う。
- (d) 会社は、監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役および使用人等に周知徹底する。

- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をする。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役は、定期的に代表取締役社長と意見交換を行う。
  - (b) 監査役は、定期的に内部監査担当者および会計監査人と意見交換を行い、連携の強化を図る。
  - (c) 監査役は、必要に応じて独自に弁護士および公認会計士その他の専門家の助力を得ることができる。
  - (d) 監査役は、公正な立場から取締役の職務の執行状況について適宜監査を実施する。会社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理をする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
- (a) 反社会的勢力に対しては組織全体としての対応を図り、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保する。
  - (b) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部の専門機関と密接な連携関係を構築する。
  - (c) 反社会的勢力とは取引関係を含めて、一切の関係をもたない。反社会的勢力による不当要求は断固として拒絶する。
  - (d) 反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
  - (e) 反社会的勢力に対して、裏取引および資金提供等を行わない。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(a) 取締役会においては、取締役による職務執行の適法性を確保し、効率性を高めるため、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時出席しております。

(b) 監査役においては、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役および使用人からの説明および報告を通じて、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者および会計監査人と意見交換を行い、監査の実効性が高まるように努めております。

(c) 内部監査担当者は、作成した年間内部監査計画に基づき、当社の各部門の内部監査を実施しております。また、内部監査と監査役会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化及び事業競争力を確保するため、将来の事業拡大に必要な内部留保の充実を優先しており、設立以来配当を行っておりませんでした。しかしながら、成長投資を優先し、事業拡大を目指していく方針に変更はないものの、当社では株主への利益還元も重要な経営課題と認識しており、当事業年度より配当を実施することといたしました。

配当方針につきましては、期末当期純利益の20%程度の配当性向を基準として、株主の皆様への継続的な利益還元を実施する方針としております。今後は、当社の業績や取り巻く環境及び財政状態や将来の事業展開等を総合的に勘案し、適宜見直しを行ってまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき5円とさせていただきます。

なお、当社の剰余金の配当等の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会となっております。また、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>2,000,901</b> | <b>流動負債</b>    | <b>746,914</b>   |
| 現金及び預金          | 1,901,353        | 買掛金            | 21,857           |
| 売掛金             | 29,274           | 未払金            | 448              |
| 前払費用            | 71,493           | 未払費用           | 118,362          |
| 貸倒引当金           | △1,220           | 未払法人税等         | 112,914          |
|                 |                  | 未払消費税          | 36,901           |
|                 |                  | 前受             | 9,731            |
|                 |                  | 預り金            | 446,698          |
|                 |                  | 受取利益           |                  |
| <b>固定資産</b>     | <b>204,266</b>   | <b>負債合計</b>    | <b>746,914</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>74,038</b>    | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 建物附属設備          | 50,507           | <b>株主資本</b>    | <b>1,458,252</b> |
| 工具、器具及び備品       | 23,531           | 資本金            | 380,025          |
|                 |                  | 資本剰余金          | 350,025          |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>299</b>       | 資本準備金          | 350,025          |
| 商標権             | 185              | 利益剰余金          | 728,333          |
| ソフトウェア          | 114              | その他利益剰余金       | 728,333          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | 728,333          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>129,927</b>   | <b>自己株式</b>    | <b>△130</b>      |
| 敷延税金資産          | 108,862          |                |                  |
|                 | 21,065           |                |                  |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>1,458,252</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,205,167</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>2,205,167</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 1,576,514 |
| 売 上 原 価                 | 173,987   |
| 売 上 総 利 益               | 1,402,527 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 984,008   |
| 営 業 利 益                 | 418,518   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息                 | 12        |
| 助 成 金 収 入               | 3,000     |
| そ の 他                   | 0         |
| 経 常 利 益                 | 421,531   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 421,531   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 147,901   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △13,174   |
| 当 期 純 利 益               | 286,805   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2021年1月1日から  
2021年12月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |         |                                                                     |         |         | 純 資 産 計   |           |
|-------------------------|---------|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------|---------|---------|-----------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金                                                           |         | 自 己 株 式 |           | 株 主 資 本 計 |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金計  | その<br>他<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金<br>繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 | 利益剰余金計  |         |           |           |
| 当 期 首 残 高               | 379,725 | 349,725   | 349,725 | 441,527                                                             | 441,527 | -       | 1,170,977 |           |
| 当 期 変 動 額               |         |           |         |                                                                     |         |         |           |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 300     | 300       | 300     | -                                                                   | -       | -       | 600       |           |
| 当 期 純 利 益               | -       | -         | -       | 286,805                                                             | 286,805 | -       | 286,805   |           |
| 自 己 株 式 の 取 得           | -       | -         | -       | -                                                                   | -       | △130    | △130      |           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 300     | 300       | 300     | 286,805                                                             | 286,805 | △130    | 287,274   |           |
| 当 期 末 残 高               | 380,025 | 350,025   | 350,025 | 728,333                                                             | 728,333 | △130    | 1,458,252 |           |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 8年～22年

工具、器具及び備品 4年～15年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

商標権 10年

自社利用ソフトウェア 3年

#### (2) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

### 4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 10,232千円

### 5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。



## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
     普通株式 10,162,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
     普通株式 64株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額等  
     該当事項はありません。
- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------|----------|-------------|------------|
| 2022年3月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 50,809千円 | 5円       | 2021年12月31日 | 2022年3月28日 |

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
     該当事項はありません。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |        |
|-----------|--------|
| 繰延税金資産    |        |
| 貸倒引当金     | 373千円  |
| 未払事業税     | 6,439  |
| 敷金償却否認    | 793    |
| 未払家賃      | 7,822  |
| 減価償却超過額   | 5,499  |
| その他       | 137    |
| 繰延税金資産合計  | 21,065 |
| 評価性引当額    | —      |
| 繰延税金資産の純額 | 21,065 |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余剰資金につきましては普通預金で保有しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は建物賃借時に差し入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先別に期日及び残高を管理しております。また、入金状況については経営管理本部が随時社内に共有し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、必要に応じて経営管理本部がモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

##### ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経営管理本部が、適時に資金繰りの状況を確認し、資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|            | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額 |
|------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 1,901,353 | 1,901,353 | －   |
| (2) 売掛金    | 29,274    |           |     |
| 貸倒引当金（※1）  | △1,220    |           |     |
|            | 28,054    | 28,054    | －   |
| (3) 敷金（※2） | 80,353    | 80,353    | －   |
| 資産計        | 2,009,761 | 2,009,761 | －   |
| (1) 買掛金    | 21,857    | 21,857    | －   |
| (2) 未払金    | 448       | 448       | －   |
| (3) 未払費用   | 118,362   | 118,362   | －   |
| (4) 未払法人税等 | 112,914   | 112,914   | －   |
| (5) 未払消費税等 | 36,901    | 36,901    | －   |
| (6) 預り金    | 9,731     | 9,731     | －   |
| 負債計        | 300,216   | 300,216   | －   |

（※1）売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）貸借対照表における敷金の金額と金融商品の時価等に関する事項における「貸借対照表計上額」との差額は、当事業年度末における敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用見込額）の未償却残高28,508千円であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金

敷金の時価については、想定した貸借契約期間に基づきその将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。なお、国債の利回りがマイナスの場合は、割引率をゼロとして算定しております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)未払消費税等、(6)預り金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|        | 1年以内      | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|--------|-----------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 1,901,353 | —       | —        | —    |
| 売掛金    | 29,274    | —       | —        | —    |
| 敷金     | —         | 80,353  | —        | —    |
| 合計     | 1,930,628 | 80,353  | —        | —    |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 143円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 28円25銭  |
- (注) 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

トヨクモ株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |      |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木直幸 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大原隆寛 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トヨクモ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務および財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年2月22日

トヨクモ株式会社 監査役会  
常勤監査役 渡辺 克彦 ㊟  
（社外監査役）  
社外監査役 小川 義龍 ㊟  
社外監査役 中島 秀樹 ㊟

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号  
株式会社東京証券取引所 2階 東証ホール  
電話 (03) 3666-0141



西口 (見学受付入口) からご入場ください。

会場最寄駅 東京メトロ東西線 茅場町駅 (出口11) 徒歩5分  
東京メトロ日比谷線 茅場町駅 (出口7) 徒歩7分  
都営地下鉄浅草線 日本橋駅 (出口D2) 徒歩5分

施設にご入場の際には、お手数ですが本招集ご通知又は同封しました議決権行使書用紙をご提示ください。

UD  
FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。